

差出人: みどり公園課職員 <midori_koen@city.asaka.lg.jp>
送信日時: 2020年8月17日月曜日 16:41
宛先: xxmwg240@ybb.ne.jp
件名: お問い合わせの回答について

黒薮 哲哉 様

令和2年8月6日付けでご質問いただきました内容につきまして、次のとおり回答させていただきます。

KDDIが朝霞市に支払う土地賃借料を決定した部署と職員名、さらにKDDI側の担当部署と担当者名を公表してください。

【回答】

都市公園の占用許可については、みどり公園課で行っています。占用料の額については、朝霞市都市公園条例第12条第2項に定められております。

KDDIの担当部署及び担当者名については、朝霞市情報公開条例の非公開情報に該当するため公表は差し控えさせていただきます。

基地局が電柱に該当するという法的な根拠を教えてください。

【回答】

携帯電話基地局については、その公共性及び形状に鑑み、都市公園法第7条第1号の「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」に該当するものとして占用の判断を行っております。

令和2年8月17日

問合せ 朝霞市都市建設部みどり公園課長 大塚 繁忠
Tel 048-463-1111 内線2102
Tel 048-463-0374 (直通)
E-mail midori_koen@city.asaka.lg.jp

xxmwg240@ybb.ne.jp

差出人: xmwg240@ybb.ne.jp
送信日時: 2020年8月20日木曜日 13:59
宛先: 'みどり公園課職員'
件名: RE: お問合せの回答について

大塚様

朝霞市都市公園条例第12条第2項の URL を教えてください。または
条文の全文をお知らせ下さい。

黒薮

From: みどり公園課職員 <midori_koen@city.asaka.lg.jp>
Sent: Monday, August 17, 2020 4:41 PM
To: xmwg240@ybb.ne.jp
Subject: お問合せの回答について

黒薮 哲哉 様

令和2年8月6日付けでご質問いただきました内容につきまして、次のとおり回答させていただきます。

KDDI が朝霞市に支払う土地賃借料を決定した部署と職員名、さらに KDDI 側の担当部署と担当者名を公表してください。

都市公園の占用許可については、みどり公園課で行っています。占用料の額については、朝霞市都市公園条例第12条第2項に定められております。

KDDI の担当部署及び担当者名については、朝霞市情報公開条例の非公開情報に該当するため公表は差し控えさせていただきます。

基地局が電柱に該当するという法的な根拠を教えてください。

携帯電話基地局については、その公共性及び形状に鑑み、都市公園法第7条第1号の「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」に該当するものとして占用の判断を行っております。

令和2年8月17日

問合せ 朝霞市都市建設部みどり公園課長 大塚 繁忠
Tel 048-463-1111 内線 2102
Tel 048-463-0374 (直通)
E-mail midori_koen@city.asaka.lg.jp